

各位

15 エレ協第063号  
2015年5月13日  
一般社団法人日本エネルギー協会  
専務理事 下秋 元雄

平成 26 年度補正予算  
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備投資導入補助金  
(最新モデル省エネルギー機器導入支援事業) 等の当協会の対応について

各位におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備投資導入補助金」制度における、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が行う「最新モデル省エネルギー機器導入支援事業（A 類型）」に係る、①「省エネルギー設備性能証明書（省エネ性能証明書）」の発行、及び②日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」制度に対する証明書の発行について、5月13日から受付開始することで進めておりました。

①省エネ性能証明書（補助金制度）の発行は、4月23日をもって受付処理を終了することになりましたので、②環境・エネルギー貸付制度のみの証明書発行を実施しますので、連絡いたします。

記

I. 「最新モデル省エネルギー機器導入支援事業（A 類型）」の「環境・エネルギー対策貸付」制度の概要

1. 貸付対象事業者及び事業

申請する事業者が、日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗（以下、事業所という。）において、対象機器等へ置き換える又は対象機器等を新設する事業であること。

2. 「環境・エネルギー対策貸付」制度の実施期間（融資実行期限）

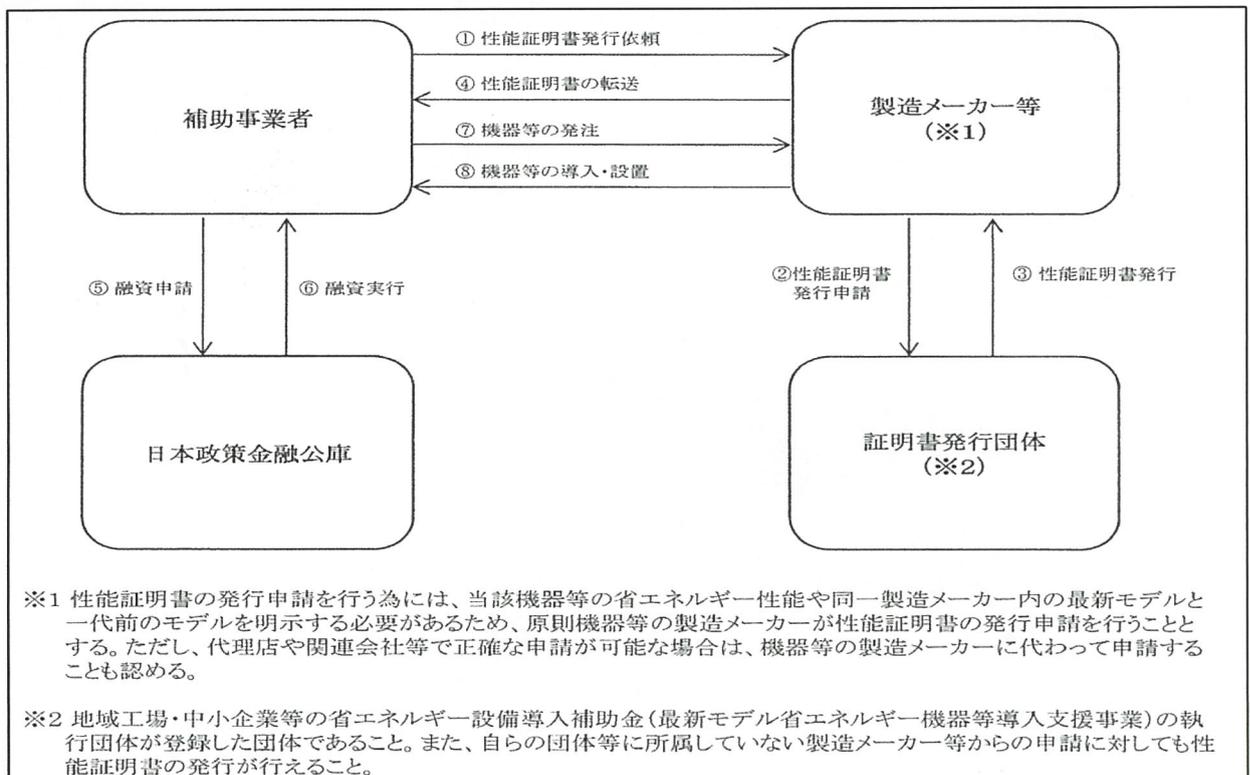
2015（平成 27）年 5 月 13 日から 2016（平成 28）年 3 月 31 日までの期間

3. 「環境・エネルギー対策貸付」制度の対象機器及び要件

貸付対象機器は、「補助対象カテゴリ表」による。II-2 を参照願います。

4. 「環境・エネルギー対策貸付」制度の事業スキーム

日本政策金融公庫が行う「環境・エネルギー対策貸付」制度の事業スキームは、次のとおりです。



## 当協会が実施する内容

### 1. 当協会の証明内容と責任

- (1) 日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」制度の性能証明書は、添付する資料により作成願います。
- (2) 当協会が発行する性能証明書は、「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」制度にある「最新モデルに該当するか」、「省エネルギー機器に該当するか」についての証明であり、他の事項については、証明するものではなく、責任を負わない。
- (3) 当協会は、製造メーカー等が虚偽申請等により性能証明書の発行を不正に受けた場合には、それに伴う一切の責任を負わない。製造メーカー等が責任を負うものとする。
- (4) 申請内容を審査し、要件を満たしていれば、当協会会長名で証明書を発行します。
- (5) 証明書受付の実施期間  
2015年5月13日から2016年3月25日までの間。

### 2. 「環境・エネルギー対策貸付」制度の対象機器及び要件

「環境・エネルギー対策貸付」制度の対象機器は次の要件を満たすこと。

- (1) 日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」制度の対象機器は、省エネ性能証明書の補助対象機器に準拠する。
- (2) 当協会は、「補助対象カテゴリー表」中の「昇降設備」の性能証明書を発行する。

昇降設備			
昇降設備	184 PMギヤス巻上機(エレータ)		
	185 自動運転装置(エスカータ)		
その他昇降設備 (右記のいずれかの要素を有する昇降設備) * 単体では補助の対象とならない	186 群管理運転システム(エレータ)	187 エレータ制御(エレータ)	188 回生電力回収(エレータ)
	189 台数制御(エスカータ)	190 エレータ制御(エスカータ)	

\* 昇降設備には、建築基準法及び建築基準法施行令等で定める、小荷物専用昇降機、段差解消機、いす式階段昇降機を含みます。

- (3) 最新モデルの省エネルギー機器等であること。  
最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に新たな同モデルの機器等が発売されていないこと。
- (4) 同一製造メーカー内の一世代前のモデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。

### 3. 申請書の作成及び提出

当協会への提出書類は、1項の書類を送付願います。

### 4. 証明書の発行

申請内容に疑義がなければ、当協会会長印を押印して、証明書を送付します。(毎月15日、30日の2回の締切として、締切5日前(就業日)までに到着した申請書を証明書として送付します)

### 5. 当協会における審査期間及び手数料

- (1) 融資を受ける事業者から依頼され、融資を受ける事業者に証明書を提出する期間は、「産業競争力強化法 生産性向上設備投資税制」と同様に1.5カ月を予定しております。短期間での作成が必要な場合は、個別にご相談ください。
- (2) 手数料
  - 1) 会員： 当協会ホームページの「会員のページ」を参照願います。
  - 2) 非会員： 48,000円/件及び送料(レターパック)とします。

### 6. その他

本制度の証明書申請等に係る詳細は、日本政策金融公庫に直接お問い合わせください。

## 申請者が実施する内容

### 1. 申請者が作成して当協会に対して提出する書類

- (1) 証明書発行依頼書(様式1)
- (2) 貸付制度に係る性能証明書(原紙)(1枚目及び2枚目)(様式2、3)

添付様式にて作成ください。

(3) チェック表 (様式4)

当協会が指定した様式であり、性能証明書の省エネルギー計算根拠となるものです。1 申請書 (同一納入先) に型式の異なる機種を納入する場合は、型式毎に作成する。(複数枚となる)

(4) 連絡票 (様式5)

申請受理の連絡、証明手続きの状況連絡等に使用するものです。

(5) 窓口 (担当) 届 (様式6)

2. 申請者の本貸付制度に対する窓口設置について

(1) 申請者は、本貸付制度に係る取扱い窓口を設置して、初回申請時に事務局に送付する。(様式6)

(2) 申請者の取扱い窓口 (担当) は、証明書発行に関して不具合発生時の早期解決と整流化を図るために当協会事務局との連携を図ることを目的とする。

3. 本証明書発行に係わる費用支払いについて

支払い方法は、当協会が証明書発行月の翌月初旬に請求書を発行しますので、請求書の発行日の翌月末までに指定銀行に振込み願います。なお、振込手数料は振込者でのご負担をお願いします。

IV. 添付資料

添付資料は、都合により PDF 版を添付致します。

作成時には、「当協会専用電子メールアドレス 電子メール：[hojokin2015@n-elekyo.or.jp](mailto:hojokin2015@n-elekyo.or.jp)」宛てに要求願います。同メールで様式を送信致します。

(1) 証明書発行依頼書 (様式1)

(2) 貸付制度に係る性能証明書 (様式2,3)

(3) チェック表 (様式4)

(4) 連絡票 (様式5)

(5) 窓口 (担当) 届 (様式6)

以 上

<日本政策金融公庫が実施する融資制度に対する証明書の発行>

当協会専用電子メールアドレス

電子メール：[hojokin2015@n-elekyo.or.jp](mailto:hojokin2015@n-elekyo.or.jp)

<本件の問い合わせ先>

当協会・本部事務局： 藤事務局長

電話：03-3407-6471

電子メール：[fuji.yoshinori@n-elekyo.or.jp](mailto:fuji.yoshinori@n-elekyo.or.jp)



# 【様式見本】

様式2

株式会社日本政策金融公庫御中

一般社団法人日本エレベーター協会	
証明書発行団体整理番号	
製造業者等整理番号	

## 環境・エネルギー対策貸付制度に係る性能証明書

カテゴリー	
機器等・システム・技術名	

機器等概要	製造メーカー名	1. エレベーター 2. エスカレーター 3. 小荷物専用昇降機 4. 段差解消機 5. いす式階段昇降機
	製品名	
	型番	

事業概要	事業者名	
	設置場所	(事業者名) (所在地)
	機器等導入予定数	

製造メーカー等から提出された内容について、  
本製品は当団体が定める最新モデル省エネルギー  
機器等の要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

〒107-0062  
東京都港区南青山五丁目10番2号  
第2九曜ビル

一般社団法人日本エレベーター協会  
会長 竹内 要 司  
電話：03-3407-6471

本製品の性能証明書発行申請時に証明書発行団体に提出  
した内容に虚偽はありません。

平成 年 月 日

製造メーカー等の名称

製造メーカー等の所在地

代表者氏名：

印

担当者氏名：

所属：

連絡先電話：

(注) 本性能証明書は、環境・エネルギー対策貸付制度の対象の要件(同種の旧式設備に比べて年平均1%以上の省エネルギー効果が見込まれる最新式の設備であること)を満たしていることを証明するものです。

# 【様式見本】

様式 3

一般社団法人日本エレベーター協会	
証明書発行団体整理番号	
製造業者等整理番号	

## 環境・エネルギー対策貸付制度に係るチェックリスト

	項目	詳細	製造メーカー等記入欄	証明書発行団体 チェック欄
該 当 要 件	表 あ に る 記 載 が	「補助対象カテゴリ表に記載された機器等か。」	1. 該当      2. 非該当	
	「最新モデル」に該当するか	当該機器等は、2005年1月1日以降に販売開始されたものであり、かつ販売以降、当該機器等より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。	1. 該当      2. 非該当	
			販売開始年：                  年	
	「省エネルギー性能1%以上向上」に該当するか		1. 該当      2. 非該当	
		比較指標	(* ) 以下のいずれかの指標で比較。 <input type="checkbox"/> 新旧モデルのエネルギー原単位 <input type="checkbox"/> 新旧モデルのエネルギー使用効率 <input type="checkbox"/> 法律で定められた基準 (例えば、トップランナー等) <input type="checkbox"/> その他 (                                  )	
		指標数値	(一代前のモデル) : (当該機器等) :	
	省 向 エ ネ 率 性	年平均                          %		
最新モデル省エネルギー機器等の当否			1. 該当      2. 非該当	

# 【様式見本】

(一般社団法人日本エレベーター協会指定様式: 様式4)

一般社団法人日本エレベーター協会	
性能証明書発行番号	
日本エレベーター協会管理番号	

## 環境・エネルギー対策貸付制度に係る性能証明書 (最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)に係るチェック表

提出日 : 平成 年 月 日  
申請者名称 :

一般社団法人日本エレベーター協会が発行する性能証明書について、次の事項に同意の上、申請ください。

- 当協会が発行する性能証明書は、「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入支援事業」制度にある「最新モデルに該当するか」、「省エネルギー機器に該当するか」に関する該当要件に記載の項目についての証明である。他の事項については、証明するものではなく、責任も負わない。
- 当協会は、製造メーカー等が虚偽申請等により性能証明書の発行を不正に受けた場合には、それに伴う一切の責任を負わない。製造メーカー等が責任を負うものとする。
- 本様式は、建物附属設備のエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、段差解消機及びびいす式階段昇降機の専用である。

建物名称等(設置場所)	
設備型番・台数	
備考	

確認事項	申請者記載内容 (該当番号を○で囲む)
1. 一般社団法人日本エレベーター協会の会員であるか	1. 会員 2. 非会員
2. 申請を行うにあたって、昇降設備の製造について	1. 昇降設備機器等の製造会社である 2. 製造会社ではない 3. 製造会社ではないが、製造会社と技術提携している (「2」の場合は、却下します。なお、製造会社と技術提携等実施している場合は可とします)
3. 1項で「2」の場合で、2項で「1」の場合の製造の許可証について	1. 取得している (「2」の場合は、却下します) 2. 取得していない
4. 昇降設備の置き換え又は新設等	1. 昇降設備一式の新設 2. 準撤去・新設 3. 部分置き換え
5. 4項で「3」の場合 : 既設の昇降設備との組合せをした場合のシステムの安全性を確認したか	1. した (「2」の場合は、却下します) 2. していない
6. 貴社情報の開示について : 日本政策金融公庫等は、申請者等の情報を開示することがあります	1. 同意する (「2」の場合は、却下します) 2. 同意しない

### 【対象機器のカテゴリの選択】

⑨昇降設備	申請者記載内容 (該当番号を○で囲む)		
昇降設備	184 PMキアレス巻上機(エレベーター)		
	185 自動運転装置(エスカレーター)		
その他の昇降設備 (右記のいずれかの要素を有する昇降設備) *単体では補助対象とはならない	186 群管理運転システム(エレベーター)	187 インバーター制御システム(エレベーター)	188 再生電力回収システム(エレベーター)
	189 台数制御(エスカレーター)	190 インバーター制御システム(エスカレーター)	

該当要件等		申請者(製造業者等)記入欄		証明者 チェック欄
		1. 一世代前モデルがある場合	2. 一世代前のモデルがない場合(新製品)	
最新モデルに該当する	当該機器は、2005年1月1日以降に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該機器より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。	1. 該当 2. 非該当  1)最新モデル販売開始年 : 年...① 2)最新モデル設備型式 : 3)1)以降、同種同用途のモデルは販売されていない: 該当する内容を○で囲む (販売されて) <b>いない・いる</b>	1. 該当 2. 非該当  1)販売開始年 : 年...④ 2)設備型式 :	
該当要件	当該設備の一世代前モデルと比較して、省エネルギー効率が、年平均1%以上を達成している。 <一世代前モデルがある場合>	<比較指標> エネルギー効率(消費電力量低減率) ----- <設備の適用範囲> [エレベーター] 積載量: kg 速度: m/min [エスカレーター] 踏段巾: mm 揚程: m 速度: m/min  <指標数値> 1. 一世代前モデル(設備型式): 1)消費電力量: kwh/日 指標100% .....⑥ 2)販売開始年度: 年度 .....⑦ 3)販売開始年度の差(①-⑦): 年 .....⑧ 2. 当該設備(設備型式): 1)消費電力量: kwh/日 指標 % .....⑨  <省エネルギー性指標> 年平均 (⑥-⑨)/⑧ : %/年 ≥ 1%/年		

先端設備の当否	1. 該当 2. 非該当
---------	--------------

効率向上を図れた主な要点	
--------------	--

# 【様式見本】

(様式5)

送付先：

FAX番号：

○会社名：

○代表者名：

○担当者名：

○電話番号：

## 環境・エネルギー対策貸付制度に係る性能証明書 発行連絡書

○性能証明書発行番号：

\*\*\*\*\* エレベーター協会記載欄 \*\*\*\*\*

### 【連絡事項】

日付：

1. 送付されました上記申請書は、確かに受けました。
2. 送付されました上記申請書は、不備があったので返送しました。  
( )
3. 送付されました上記申請は、当工業会で証明する対象機器外なので返送しました。

---

### 【他の連絡事項】

### ○問合せ等受付

〒107-0062 東京都港区南青山5-10-2 第2九曜ビル  
一般社団法人日本エレベーター協会 省エネ補助金担当  
電話：03-3407-6471

**受付時間（平日） 9:20～12:00 13:30～16:30**

E-Mail：hojokin2015@n-elekyo.or.jp

# 【様式見本】

本申請用 エレ協専用電子メールアドレス：[hojokin2015@n-elekyo.or.jp](mailto:hojokin2015@n-elekyo.or.jp)

(様式6)

2015年 月 日

一般社団法人日本エレベーター協会  
会長 竹内 要司 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

## 最新モデル省エネルギー機器導入支援事業の窓口（担当）届

当社の「最新モデル省エネルギー機器導入支援事業」及び「貸付制度」における、窓口（担当者名）をお届け致します。

記

### 【 窓口（担当者） 】

(フリガナ)

(1) 担当者氏名： \_\_\_\_\_

(2) 勤務先住所： 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(3) 所属・役職名：

(4) TEL・FAX：(TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

以上